

平成十一年法律第十七号

(趣旨) 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律

八月三十一日までに決定しなければならない。ただし、地方特例交付金の総額の増加その他特別の事由がある場合には、九月一日以後において、地方特例交付金の額を決定し、又は既に決

方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方公共団体の地方交付金の額の算定方法は、総務省令で定め
る。

第一条 この法律は、個人の道府県民税（都民税を含む。第三条において同じ。）の所得割及び個人の市町村民税（区民税を含む。同条において同じ。）の所得割の收入が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四及

² 総務大臣は、前項の規定により地方特例交付金の額を決定し、又は変更したときは、これを当該地方公共団体に通知しなければならない。

(地方特例交付金の算定及び交付に関する都道府県知事の義務)
第六条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村に対し交付すべき地方特例交付金の額の算定及び交付に

び第五条の四の二（同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定による控除（第三条において「住宅借入金等特別税額控除」という。）を行うことにより減少することに伴う地方公共団体の財政状況に鑑み、この付託議決事項についての

（地方特例交付金の額の算定に用いる資料の提出等）

み、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措置として、地方特例交付金の交付、その他必要な財政上の特別措置を定めるものとする。

いて交付すべき地方特例交付金の額が前年度の地方特例交付金の額に比して著しく減少する」ととなると認められる地方公共団体又は該年度において地方特例交付金の交付を受けないことを認める」となると認められる地方公共団体に対しても

2 ばならない。
市町長は、総務省令で定めるところによ
り、当該市町村の地方特例交付金の額の算定に
用いる資料を都道府県知事に提出しなければ
ならぬ。

第二条 地方特例交付金は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して交付するものとする。

は、同表の下欄に定める額の全部又は一部を交付しないことができる。

（交付すべき額の算定に錯誤があつた場合の措
月に不資糧を支給するにあつては、都道府県知事は
らない。この場合において、都道府県知事は
当該資料を審査し、総務大臣に送付しなければ
ならない。

第三条 每年度分として交付すべき地方特例交付金の額は、各都道府県及び各市町村における当該年度の個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の住宅借入金等特別税控除による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額（次項及び第五条第一項において「地方特例交付金総額」という。）とする。

| 月 | 期 | 付 | 付 |
|---|---|---|--|
| 四 | 四 | 付 | は、同表の下欄に定める額の全部又は一部を交付しないことができる。 |
| 九 | 九 | 付 | 交付時期ごとに交付すべき額 |
| 一 | 一 | 付 | 前年度の当該地方公共団体に対する地方特例交付金の額に当該年度の地方特例交付金総額の前年度の地方特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額 |
| 二 | 二 | 付 | 当該年度において交付すべき当該地方公共団体に対する地方特例交付金の額から既に交付した地方特例交付金の額を控除した額 |

第七条の二 総務大臣は、地方特例交付金を各都道府県及び各市町村に交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、総務省令で定めるところにより、当該増加額を交付し、又は減少すべき額を、誤謬があつたことと発見した日以後初めて第四条第一項の規定によつて置

2 每年度分として各都道府県及び各市町村に對して交付すべき地方特例交付金の額は、地方特例交付金総額を、総務省令で定めるところによつて、各都道府県及び各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額(各都道府県にあつては当該

当該年度の国の予算の成立しないことその他
の事由により、前項の規定により難い場合における地方特例交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、前年度の地方特例交付

より決定し、又は変更する額に加算し、又はこれから減額した額をもつて各都道府県及び各市町村に交付すべき額とするものとする。
(基準財政収入額の算定方法の特例)

年度分の個人の道府県民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合計額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額、各市町村にあっては当該年度分の個人の市町村民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合計額の見込額を定めるところにより算定した額をいう。)により按分した額とする。

金の額等を参考して、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

地方公共団体が前二項の規定により各交付時期に交付を受けた地方特例交付金の額が当該年度分として交付を受けるべき地方特例交付金の額を超える場合には、当該地方公共団体は、その超過額を滞納なく、国に還付しなければならない。

交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「当該道府県の特別法人事業譲与税」とあるのは「当該道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条に規定する地方特例交付金（以下この項において

第四条 (算定の時期等)
総務大臣は、前条第二項の規定により交付すべき地方特例交付金の額を、遅くとも毎年

第一項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の地方特例交付金の四月に交付すべき額が交付されるまでの間に地

いて「地方特例交付金」という。)の額の百分の七十五の額、当該道府県の特別法人事業譲り税」と、「当該市町村の環境性能割交付金の収

条の二の改正規定並びに附則第七条及び第十一条の規定、附則第三十七条の規定（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第一項第六号及び第七号の改正規定に限る。）並びに附則第三十八条第一項の規定 平成十五年七月一日

四三

七月一日

四 略
二款 課税標準及び税率（第七十二条の十二）
一 第七十二条の二十三の四）／第三款 法人の事業税の申告納付、更正及び決定並びに個人の事業税の賦課及び徴収（第七十二条の二）
十四一 第七十二条の六十五）／」を「第二款 法人の事業税に係る課税標準及び税率等（第七十二条の二十一第七十二条の四十九の六）／第三款 個人の事業税に係る課税標準等（第七十二条の四十九の七一第七十二条の四十九の八）及び税率等（第七十二条の四十九の九）／」に改める部分を除く。）、同法第二十四条第一項及び第二項の改正規定、同法第二十五条の二第三項の改正規定（「国外公募投資信託等の配当等」を「国外私募公社債等運用投資信託等の配当等」に改める部分に限る。）、同法第二十六条、第二十七条第二項、第三十二条、第三十四条第一項及び第三十七条の二の改正規定、同法第三百三十三条、第三百四十四条の二第一項及び第三百四十四条の七の改正規定、同法第七百三十四条第三項、附則第三条の二第一項、附則第三条の三及び附則第五条の改正規定、同法附则第六条及び第三十三条の三の改正規定、同法附则第三十四条の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法附则第三十五条の二の四第一項並びに第三十五条の二の六第二項）を「並びに附則第三十五条の二号に係る部分を除く。」、同法附则第三十五条の二の二第一項の改正規定（「附則第三十五条の二の二の四第一項並びに第三十五条の二の六第二項」）に、「附則第三十五条の二の二の六第二項」に、「附則第三十五条の二の二の二第一項の改正規定（「附則第三十五条の二の二の二の四第一項並びに第三十五条の二の六第二項」）に改め

六五
第略

六五
略
第一条中地方税法目次の改正規定（「／第七十二条の二款 課税標準及び税率（第七十二条の十二款 第七十二条の二十三の四）／第三款 法人の事業税の申告納付、更正及び決定並びに個人の事業税の賦課及び徴収（第七十二条の二款 第七十二条の六十五）／」を「／第二百四十一第七十二条の六十五）／」に改める部分に限る。）
第六款 法人の事業税に係る課税標準及び税率等（第七十二条の十二—第七十二条の四十九の六）／第三款 個人の事業税に係る課税標準及び税率等（第七十二条の四十九の七—第七十二条の六十五）／」に改める部分に限る。）
、同法第十二条の五第一号、第十四条の九及び第十六条の四第一項の改正規定、同法第十七条の五第三項の改正規定（「の決定（「の下に「第七十二条の二第二項第一号イに掲

項、第十六項、第十八項及び第十九項並びに附則第十条第二項、第三項、第五項から第七項まで、第九項及び第十一項の規定、附則第二十九条の規定（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条第一項及び第三項の表道府県の項第一号の改正規定（株式等譲渡所得割に係る部分に限る。）並びに表市町村の項中第十八号を第二十号とし、第九号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次のように加える改正規定に限る。）、附則第三十条第三項及び第四項の規定並びに附則第三十七条の規定（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第三項の改正規定に限る。）平成十六年

る部分に限る)、同法附則第三十五条の二の三から附則第三十五条の二の五までの改正規定、同法附則第三十五条の三の次に一条を加える改正規定、同法附則第三十五条の四第二項第四号の改正規定(「第三十七条の二」の下に「第三十七条の三」を加える部分に限る)、同項第五号の改正規定(第四項第三号「第五項第三号」に改める部分に限る)、同条第四項の改正規定(「第一項中」の下に「道府県」とあるのは「市町村」と「」を加え、「百分の二」を「百分の一・六」に、「百分の四」を「百分の三・四」に改める部分を除く)並びに同法附則第四十条の改正規定(同条第十項に係る部分を除く)並びに次条第一項、附則第三条第二項、第三項、第五項からの第二項まで、第七項、第十二項

定規

規定、同法第七十二条の二十三の二の改正規定、同条を同法第七十二条の二十四の九とする改正規定、同法第七十二条の二十三の改正規定、同条を同法第七十二条の二十四の八とする改正規定、同法第七十二条の二十二の改正規定（同項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とする部分に限る。）を除く。）、同条を同法第七十二条の二十四の七とする改正規定、同法第七十二条の二十一を削る改正規定、同法第七十二条の二十の改正規定、同条を同法第七十二条の二十四の五とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七十二条の十九の改正規定、同条を同法第七十二条の二十四の四とする改正規定、同法第七十二条の十六から第七十二条の十八までを削る改正規定、同法第七

部分に限る)、同項第四号の改正規定(第
二条の十四第一項及び第七十二条の二十
二第四項)を「第七十二条の二十三第一項及
び第七十二条の二十四の七第六項」に改める
部分に限る)、同法第七十二条の五の二から
第七十二条の八までの改正規定、同法第二章
第二節第二款の款名の改正規定、同法第七十
二条の十二並びに第七十二条の十三第六項及
び第二十四条の改正規定、同法第二章第二節
第三款の款名及び第七十二条の二十四を削る
改正規定、同法第七十二条の二十三の四の改
正規定、同条を同法第七十二条の二十四の十
一とし、同条の次に一条を加える改正規定、
同法第七十二条の二十三の三の改正規定、同

る改正規定、同法第七十二条の改正規定、同条を同法第七十二条の二とし、同法第二章第二節第一款中同条の前に一条を加える改正規定、同法第七十二条の三の改正規定（同条第一項の改正規定（又は同法）を「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七五号）第二条第十一項に規定する加入者保護信託又は法人税法」に改める部分に限る。）を除く。）、同法第七十二条の四第一項第三号の改正規定（「労働福祉事業団」を削る部分に限る。）、同法第七十二条の五第一項第六号の文規定期（「通言、女医機構」と別れる部分に限る。）

の及

及び八条を加える改正規定、同法第七十二条の五十第一項、第七十二条の五十四第二項、第七十二条の五十五、第七十二条の五十九、第七十二条の六十、第七十二条の六十二から第七十二条の六十四まで、第七十二条の七十一、第七十二条の八十七及び第七十三条の四第一項第十三号の改正規定、同項に二号を加える改正規定（同項第三十五号に係る部分に限る）、同法第三百四十八条第二項第二号の四及び第十六号の改正規定、同項に四号を加える改正規定（同項第三十九号に係る部分に限る）、同法第三百四十九条の三第四十項の改正規定（「通信・放送機構」を「独立行政法人情報通信研究機構」に改める部分に限る）、同法第四百四十七条第一項及び附則第三条の二第二項の改正規定、同法附則第九条

十二条の十五の改正規定、同条を同法第七十二条の二十四とし、同条の次に二条を加える改正規定、同法第七十二条の十四の改正規定（同条第一項の改正規定（第五十七条第十項及び第十一項、第五十八条第五項）を「第五十七条第八項及び第九項、第五十八条第四項」に改める部分、「第五十八条、第六十八条の四十三」を「及び第六十八条の四十三」に改める部分及び「及び第六十八条の六十」を削る部分に限る。）及び同条第二項の改正規定を除く。）、同条を同法第七十二条の二十三とし、同法第七十二条の十三の次に九条を加える改正規定、同法第七十二条の二十一の改正規定、同法第七十二条の二十六の改正規定（同条第一項の改正規定（相当する項の事務統一の下に「次項及び第三項」と

第一項の改正規定（平成十五年三月三十日）を「平成十七年三月三十一日」に改める部分を除く。）及び同条第二項の改正規定（第七十二条の十四第八項第一号）を「第七十二条の二十四の二第二項第一号」に改める部分に限る。）同法附則第九条の二、第九条の五及び第十二条の三第一項の改正規定、同条第三項の改正規定（エネルギーの使用の合理化に関する法律）の下に「昭和五十四年法律第四十九号」を加える部分及び附則第三十二条第六項を「附則第三十二条第七項」に改める部分を除く。）並びに同法附則第四十条第十項の改正規定並びに次条第二項、附則第四条第一項、第四項、第六項及び第七項、第五条、第九条並びに第十三条第三項の規定、附則第二十九条の規定（地方交付税法第十四条第二項の改正規定に限る。）、附則第三十三条及び第三十二条の規定、附則第三十七条、第五条、第九条並びに第十二条第二条第二項及び第三項の改正規定に限る。）並びに附則第三十三条第一項の規定は、平成十六年四月一日（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十八条 前条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（次項において「新特例交付金法」という。）第二条第一項第六号及び第七号の規定は、平成十五年度分の地方特例交付金から適用する。

二 新特例交付金法第二条第二項及び第三項の規定は、平成十六年度分の地方特例交付金から適用する。

附 則（平成一五年三月三一日法律第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条第六項の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規定は、平成十五年度分の地方特例交付金及び同年度分の地方交付税から適用する。

平成十五年度に限り、地方公共団体に対し四月に交付すべき地方特例交付金の額は、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律

第九条第一項の規定にかかるわらず、都道府県にあつては該都道府県に対する平成十四年度分の交付金（第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条に規定する交付金をいう。以下この項において同じ。）の額に平成十五年度分の第一種交付金（第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二項に規定する第一種交付金をいう。以下この項において同じ。）の額の平成十四年度分の交付金の総額に対する割合を乗じて得た額の（以下この項において「新法」という。）第三条第二項に規定する第一種交付金をいう。以下この項において同じ。）の額の平成十五年度分の都道府県第一種交付金総額（新法第七条の三第一項に規定する都道府県第二種交付金総額をいう。以下この項において同じ。）を総務省令で定めるところにより算定した額とし、市町村（特別区を含む。以下同じ。）あつては当該市町村に相当する平成十四年度分の交付金の額に平成十五年度分の第一種交付金の総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額及び平成十五年度分の都道府県第一種交付金総額（新法第三条第二項に規定する第二種交付金をいう。）の総額から都道府県第二種交付金総額を控除して得た額を総務省令で定めるとところにより官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村の人口であん分した額のうち当該都道府県に係る額の二分の一に相当する額の合算額として総務省令で定めるところに相当する額の合算額として総務省令で定めるところにより算定した額とし、市町村（特別区を含む。以下同じ。）あつては当該市町村に相当する平成十四年度分の交付金の額に平成十五年度分の第一種交付金の総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額及び平成十五年度分の都道府県第一種交付金（新法第三条第二項に規定する第二種交付金をいう。）の総額から都道府県第二種交付金総額を控除して得た額を総務省令で定めるとところにより官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村の人口であん分した額のうち当該市町村に係る額の二分の一に相当する額の合算額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。

する法律（平成十五年法律第十号。以下この項において「平成十五年地方交付税法等改正法」という。）附則第五条第一項第一号ホに掲げる額に同項に規定する総務省令で定める率（以下の項において「平成十五年度減税都区調整額」という。）の百分の七十五に相当する額の合算額」と、「自動車取得税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額」とあるのは「自動車取得税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額及び都に係る平成十五年地方交付税法等改正法附則第五条第一項第一号ヘに掲げる額に平成十五年度減税都区調整率を乗じて得た額（以下この項において「平成十五年度減税自動車取得税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額の合算額」と、「たばこ税調整額の百分の七十五の額」とあるのは「たばこ税調整額の百分の七十五の額及び平成十五年度減税たばこ税調整額の百分の七十五の額の合算額」と、「当該市町村の自動車取扱い税交付金の收入見込額の百分の七十五の額に平成十五年度減税自動車取得税調整額の百分の七十五の額を加算した額」とする。

附 則（平成一六年三月三一日法律第一
八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規定は、平成十六年度分の地方特例交付金及び同年度分の地方交付税から適用する。

2 平成十六年度に限り、地方公共団体に対し四月に交付すべき地方特例交付金の額は、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第九条第一項の規定にかわらず、都道府県にあつては当該都道府県に対する平成十五年度分の第一種交付金（第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（次項において「旧法」という。）第三条第二項に規定する第一種交付金をいう。以下この条において同じ。）の額に平成十六年度分の減税補てん特例交付金（第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下この条において「新法」という。）第三条第二項に規定する減税補てん特例交付金をいう。以下この条において同じ。）の総額の平成十五年度分の第一種交付金の総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額及び平成十六年度分の税源移譲予定特例交付金（新法第三条第二項に規定する税源移譲予定特例交付金をいう。）の総額を総務省令で定めるところにより算定した額とし、市町村（特別区を含む。以下同じ。）にあつては当該市町村に対する平成十五年度分の第一種交付金の額に平成十六年度分の減税補てん特例交付金の総額の平成十五年度分の第一種交付金の総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額とし、総務省令で定めるところにより算定した額とする。

3 旧法の規定により交付された第一種交付金とは、新法の規定による減税補てん特例交付金とみなす。

第五条 (平成十六年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは、車両税免除額の百分の七十五の額に平成十六年度減税自動車取扱規制額の百分の七十五の額を加算して算出するものである。

車取得税調整額の百分の七十五の額を加算した額」とする。

附 則（平成一七年三月三一日法律第一二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条の改正規定を除く。）及び附則第四条の規定は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十三号）の施行の日から施行する。
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（地方交付税法等の一部改正に伴う経過措置）の規定及び第四条（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条の改正規定を除く。）の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十一条の規定は、平成十七年度分の地方交付税から適用する。
(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

五に相当する額及び都に係る平成十七年地方交付税法等改正法附則第五条第一項第一号へに掲げる額に平成十七年度減税都区調整率を乗じて得た額（以下この項において「平成十七年度減税地方消費税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額の合算額と、「たばこ税調整額」という。（）の百分の七十五に相当する額」とあるのは、「たばこ税調整額」という。（）の百分の七十五に相当する額及び都に係る平成十七年地方交付税法等改正法附則第五条第一項第一号トに掲げる額に平成十七年度減税都区調整率を乗じて得た額（以下この項において「平成十七年度減税七年度減税たばこ税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額の合算額と、「自動車税金」と「取得税交付金」という。）の交付見込額の百分百七十に相当する額」とあるのは、「自動車税金」の七十五に相当する額」とあるのは、

（平成十八年三月三一日法律第百一十一条）
附 則
（平成十八年三月三一日法律第百一十一条）
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中地方交付税法第六条の改正規定
同法附則第三条の二を削る改正規定及び同法附則第七条の次に一條を加える改正規定、並
二条中交付税及び譲与税配付金特別会計法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第十二号）附則第五条第一項第一号亦に掲げる額に総務省令で定める率を乗じて得た額、都に係る同号へに掲げる額に当該率を乗じて得た額、都に係る同号トに掲げる額に当該率を乗じて得た額及び都に係る同号マに掲げる額に当該率を乗じて得た額」とする。

準財政収入額を算定する場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項の規定の適用につれて

準財政収入額を算定する場合における地方特別交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第二項の規定により読み替えたる地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「軽油引取税の収入見込額」とあるのは、「軽油引取税の収入見込額（都の所得割の収入見込額については基準税率をもつて算定した都の所得割の収入見込額から都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第十二号。以下この項において「平成十七年地方交付税法等改正法」という。）附則第五条第一項第一号亦に掲げる額に同項に規定する総務省令で定める率（以下この項において「平成十七年度減税都区調整率」という。）を乗じて算出した額」）とあるのは、「税調整額の百分の七十五の額」とあるのは、（一）税調整額の百分の七十五の額及び平成十一年度減税たばこ税調整額の百分の七十五の額を合算額とし、（二）当該市町村の地方消費税交付による収入見込額の百分の七十五の額」とあるのによると、「当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額に平成十七年度減税地方消費税調整額の百分の七十五の額を加算した額」と、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額を加算した額」である。

附則（平成一八年三月三一日法律第^二号抄）

第一條 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方交付税法第六条の改正規定

同法附則第三条の二を削る改正規定及び同法附則第七条の次に一条を加える改正規定、並びに二条中交付税及び譲与税配付金特別会計法等の改正規定、同法附則第四条の二及び第五条の三を削る改正規定並びに同法附則第七条の二の改正規定並びに第六条及び第八条の規定並びに附則第二条第二項、第三条第三項、第八条及び第十条の規定 平成十九年四月一日の施行の日

二 第七条及び附則第七条の規定 国の補助等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二号）の施行の日

税調整額の百分の七十五の額」とあるのは、(一)税調整額の百分の七十五の額及び平成十一年度減税たばこ税調整額の百分の七十五の額の合算額。(二)「当該二丁目付近地帯消費税率に対する

二 第七条及び附則第七条の規定 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等一部を改正する法律(平成十八年法律第二号)の施行の日

(第七条の規定による地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第七条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(次項において「新特例交付金法」という。)の規定は、平成十八年度分の地方特例交付金及び同年度分の地方交付税から適用する。

2 平成十八年度に限り、地方公共団体に対し四月に交付すべき地方特例交付金の額は、新特例交付金法第九条第一項の規定にかかわらず、都道府県にあつては当該都道府県に対する平成十七年度分の第七条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第二項に規定する減税補てん特例交付金(以下この項において「平成十七年度分の減税補てん特例交付金」という。)の額に平成十八年度分の新特例交付金法第三条第二項に規定する減税補てん特例交付金の総額に対する割合(以下この項において「平成十八年減税補てん特例交付金伸び率」という。)を乗じて得た額の二分の一に相当する額及び平成十八年度分の児童手当特例交付金(同条第二項に規定する児童手当特例交付金をい。以下この項において同じ。)の総額(以下この項において「児童手当特例交付金総額」という。)の二分の一に相当する額を各都道府県の児童(国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第二十号)第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)附則第七条第一項第一号に規定する小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童で総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の数であるん分した額のうち当該都道府県に係る額の二分の一に相当する額の合算額として総務省令で定めるところにより算定した額とし、市町村(特別区を含む。以下この項において同じ。)あつては当該市町村に対する平成十七年度分の減税補てん特例交付金の額に平成十八年減税補てん特例交付金を乗じて得た額の二分の一に相当する額及び児童手当特例交付金総額の二分の一に相当する額を各市町村の児童の数であん分した額のうち当該市町村に係る額の二分の一に相当する額の合算額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。

(第八条の規定による地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第八条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規定は、平成十九年度分の地方特例交付金及び同年度分の地方交付税から適用する。

附 則 (平成一九年三月三一日法律第二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。
附 則 (平成一九年三月三一日法律第二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日法律第六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日法律第七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日法律第八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日法律第九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日法律第十号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日法律第十一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 平成二十年度に限り、地方公共団体に対し四月に交付すべき地方特例交付金の額は、新特例交付金法第六条第一項の規定にかかわらず、前年度の当該地方公共団体に対する地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規定は、平成十九年度分の地方特例交付金及び同年度分の地方交付税から適用する。

附 則 (平成二三年三月三一日法律第一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年三月三一日法律第二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年三月三一日法律第三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十三年五月一日から施行する。

附 則 (平成二三年三月三一日法律第四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十三年五月一日から施行する。

附 則 (平成二三年三月三一日法律第五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二三年三月三一日法律第六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二三年三月三一日法律第七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二三年三月三一日法律第八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二三年三月三一日法律第九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二三年三月三一日法律第十号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二三年三月三一日法律第十一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二三年三月三一日法律第十二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二三年三月三一日法律第十三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二四年三月三一日法律第一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

付金等の地方財政の特別措置に関する法律（次項において「新特例交付金法」という。）の規定は、平成二十四年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、平成二十三年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお前後の例による。

新特例交付金法第五条第一項の規定の適用については、同項の表四月の項中「前年度の当該地方公共団体に対する地方特例交付金の額に当該年度の地方特例交付金の総額の前年度の地方特例交付金の総額に対する割合を乗じて得た額」とあるのは、「都道府県にあっては当該都道府県に対する平成二十三年度分の地方交付税等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下この表において「旧法」という。）第二条第二項に規定する減収補填特例交付金の額（以下この表において「平成二十三年度減収補填特例交付金の額」という。）に平成二十四年度地方特例交付金伸び率（平成二十四年度分の第三条第一項に規定する地方特例交付金総額の平成二十三年度分の旧法第四条第一項に規定する減収補填特例交付金総額から五百億円を控除した額に対する割合をいう。以下この表において同じ。）を、市町村にあつては当該市町村に対する平成二十三年度減収補填特例交付金の額から当該市町村に係る旧法第四条第五項に規定する五百億円を総務省令で定めるところにより各市町村の自動車取得税交付金減収見込額により按分した額を控除した額に平成二十四年度地方特例交付金伸び率を乗じて得た額」とする。

附 則（平成二八年三月三一日法律第一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五の二まで 略

五の三 第七条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三十七条、第三十七条の三第一項、第四十七条の二及び第四十七条の四の規定 平成三十一年四月一日

五の四及び五の四の一 略
五の五 第七条の二及びに附則第三十五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十二条の改正規定に限る。）、第三十六条、第三十七条の一、第三十八条、第四十七条の三及び第四十七条の五の規定 令和二年四月一日

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十七条の四 第四十七条の二の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第八条の規定は、令和元年度分の地方交付税に係る地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、平成三十年度分までの地方交付税に係る附則第三十七条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定については、なお從前の例による。

第四十七条の五 第四十七条の三の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第八条第二項の規定は、令和二年度分の地方交付税に係る附則第三十七条の二の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、令和元年度分までの地方交付税に係る附則第三十七条の二の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定については、なお從前の例による。

附 則 (平成一八年一一月二八日法律第六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。
(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)
第五条 第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(次項において「新特例交付金法」という。)の規定は、平成二十九年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、平成二十八年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお從前の例による。

適用については、同項中「見込額」とあるのは「見込額（指定都市を包括する都道府県にあっては、当該額から当該都市の区域内に住所を有する個人の道府県民税の所得割の納稅義務者についての当該年度分の個人の道府県民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合算額の見込額の二分の一に相当する額を加算した額）として」とする。

附 則（平成三年三月二九日法律第二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。
（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成三年三月二九日法律第四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四条の規定 公布の日

附 則（平成三年三月二九日法律第五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。
（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第三条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（次項において「新特例交付金法」という。）の規定は、令和元年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、平成三十年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

二 施行日から地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）附則第一条第二号

に掲げる規定の施行の日の前日までの間ににおける新特例交付金法第一条及び第三条の二第三項の規定の適用については、新特例交付金法法第一條中「同法附則第十二条の二の十第二項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）第二条の規定による改正後の地方税法（以下この条及び第三条の二第三項各号において「平成三十一年改正後の地方税法」という。）附則第十二条の二の十第二項」と、「同法附則第十二条の二の十二第二項」とあるのは「平成三十一年改正後の地方税法附則第十二条の二の十二第二項」と「同法附則第十二条の八の二」とあるのは「平成三十一年改正後の地方税法附則第十二条の十八第三項」と、新特例交付金法法第二十九条の二第三項第一号及び第二号中「地方税法」とあるのは「平成三十一年改正後の地方税法」とあるのは「平成三十一年改正後の地方税法」とする。

抄 附 則（令和二年二月五日法律第一号）

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三一日法律第六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三一日法律第六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条中地方税法第二十条の十三の改正規定及び同法附則に十三条を加える改正規定並びに第四条の規定並びに附則第六条の規定

令和三年四月一日

(政令への委任)

第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和三年三月三一日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規定は、令和三年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、令和二年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年三月三一日法律第二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(次項において「新特例交付金法」という。)の規定は、令和四年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、令和三年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

2 令和四年度分の地方特例交付金に限り、新特例交付金法第五条第一項の規定の適用については、同項の表四月の項中「地方特例交付金の額」とあるのは「地方交付税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第二号)第三条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(以下この表において「旧法」という。)第二条第一項に規定する個人住民税減収補填特例交付金の額」と、「地方特例交付金総額に」とあるのは「旧法第三条第一項に規定する個人住民税減収補填特例交付金総額」とする。